

エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例推薦要領

平成 31 年 2 月 6 日
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定

1 推薦の対象となる事例

高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る(以下「エイジレス・ライフ」という。)実践事例及び高齢者がグループ等で就業、地域社会活動、世代間交流といった社会活動(以下「社会参加活動」という。)事例

(1) エイジレス・ライフ実践事例

現にエイジレス・ライフを実践している者及び高齢期前からその準備をしている者とする。ただし、選考に当たっては、70歳以上の者を優先することとする。また、活動期間は3年以上のものとする。

(2) 社会参加活動事例

主体的に社会と関わりを持ち、積極的な社会参加活動を通じ、生き生きと充実した生活を送っているグループ等であって、原則として構成員の数が10名以上で、かつ、構成員に占める65歳以上の者の割合が5割を下回らないものとする。また、活動期間は3年以上のものとする。

2 推薦の方法

「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要領」(平成31年2月6日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)の2に掲げる紹介事例の具体的類型(以下「具体的類型」という。)に該当する個人及びグループ等を推薦する推薦者は、該当する個人及びグループ等の所属する市区町村の高齢者福祉担当窓口等に推薦する氏名又はグループ名、活動内容等が分かる資料を提出すること(高齢者関連団体は除く。)。各市区町村における提出期限は、内閣府宛ての推薦書の提出期限を踏まえて、適宜設定すること。

提出を受けた市区町村(指定都市及び中核市を除く。)は、推薦された事例について活動内容を確認し、都道府県に推薦すること。

市区町村から推薦を受けた都道府県は、推薦された事例について活動内容を確認し、内閣府に推薦すること。

指定都市及び中核市は、推薦された事例について活動内容を確認し、直接内閣府に推薦すること。

高齢者関連団体が推薦する場合には、活動内容を確認し、直接内閣府に推薦すること。

なお、推薦に当たっては、具体的類型に該当するか否かについて、活動内容に関する実情を必ず確認すること。

3 推薦に当たっての留意点

(1) 本事業は、高齢社会にふさわしい生活スタイルを広く紹介するのが主眼であり表彰ではないことに留意すること。

(2) あまり知られていない事例の実践者及びグループ等の積極的な推薦に努めること。

- (3) 本事業の趣旨に鑑み、その活動内容が既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする世代の生活の参考に資する事例の推薦に努めること。
- (4) 社会情勢や政府の方針等により、特に推薦すべき事例を示す場合があるので留意すること。
- (5) 推薦事例は、高齢者の自主的な活動（行政、他の民間団体等からの財政的支援によるものを含む。）とし、行政又は、他の民間団体等の直轄、委託事業、公的保険給付を原資として活動する者等は対象としないこと。
- (6) 市区町村、老人クラブ、社会教育関係団体、シルバー人材センター、明るい長寿社会づくり推進機構、社会福祉協議会あるいはマスコミ等の協力を得て、幅広く情報を収集し、事例の推薦に努めること。
 なお、市区町村、団体等のほか、知人、隣人等の推薦によっても差し支えない。
 また、広報紙、マスコミ等を活用し、直接募る方法を用いても差し支えない。
- (7) 前年度までに推薦した事例の中で、紹介される事例として決定されなかったものであっても、特に活動内容等が顕著な事例については、再度推薦して差し支えない。その場合、再度推薦すると判断した理由（活動内容等で特に「顕著」と認められる事柄）を推薦書に記載すること。
- (8) 社会参加活動事例については、例年推薦件数が低調であるので、(6)に掲げた関係団体等の協力を得るなど、情報の収集に特に配慮すること。
- (9) 推薦の対象となる団体は、実際に活動を行っている団体とし、下部組織の活動をもって上部団体（例えば、連絡協議会や連合会等）を推薦することのないよう留意すること。
- (10) ボランティアグループ等のリーダー等をエイジレス・ライフ実践者として推薦されているものがあるが、活動内容によっては、社会参加活動事例として推薦することがふさわしいと思われる事例もあるため留意すること。

4 推薦書の提出

都道府県、指定都市及び中核市並びに高齢者関連団体は、総括表（別記1）及び推薦書（別記2）を内閣府政策統括官（共生社会政策担当）宛てに別に定める期限までに送付すること。

5 総括表及び推薦書作成に当たっての注意事項

- (1) 別記の様式に従って提出すること。
- (2) 総括表は、選考委員会における選考資料及び選考された場合の発表用資料として利用するため、その内容に誤りがないことを確認の上、記入すること。
- (3) 氏名は、後日報道発表等の際、訂正することがないよう戸籍簿あるいは住民基本台帳に登録された文字で正確に記入すること。また、年齢は、当該事業年度の4月1日現在のものを記入すること。
- (4) 総括表1の「職業」欄は、元の職業（元会社員、元県職員、元農業等）又は現在の職業を記入すること。
- (5) 総括表1の「類型」、総括表2の「事例区分」の欄は、下記6及び7に記載している類型及び事例区分から主なものを1つ選択し記入すること。
- (6) 総括表1の「エイジレス・ライフの概要」、総括表2の「活動内容」欄は、活動の内容及びその特徴となる点を150字以上200字以内に要約して記入すること。
- (7) 総括表2の「グループ等の母体」欄については、当該グループ等の母体（例えば、〇〇老人クラブ、〇〇老人大学卒業生、〇〇自治会・町内会など）を記入すること。

- (8) 推薦書2枚目、エイジレス・ライフ及び社会参加活動の概要欄は、都道府県、指定都市及び中核市並びに高齢者関連団体が、実践者本人及びグループ等の代表者から聴取する等により記入すること。なお、推薦されたものが紹介事例となった場合、推薦書に記載された内容は、紹介事業を実施するに当たり内閣府の指定する者へ情報提供されるため、実践者本人及びグループ等にはその旨の同意を得ること。
- (9) 雑誌、新聞記事等選考するに当たって参考となる資料があれば併せて添付すること。
なお、写真を添付する場合には、現物ではなくカラーコピー等とすること。

6 エイジレス・ライフ実践者の類型及び活動例

- (1) 過去に培った知識や経験を高齢期での社会生活に生かしているもの (類型：A)
- (2) 高齢期に入る前から計画的に準備し、成果を上げているもの (類型：B)
- (3) 今までに達成した地位や体面などにとらわれることなく、高齢期を新しい価値観で生きているもの (類型：C)
- (4) 地域社会のリーダー的な役割を發揮しているもの (類型：D)
- (5) 若者や子育て世代を支援するなど、多世代が支え合う地域での活動を行っているもの (類型：E)
- (6) 一般に高齢者に困難と思われる分野や技術で成果を上げているもの (類型：F)
- (7) その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの。A～Fの類型にこだわることなく、事業の趣旨に照らして広く全国に紹介するに値すると考えられるユニークな事例も対象とする（高技能労働者の継続就労、自らの知見の諸外国への発信など）。 (類型：G)

7 社会参加活動の事例区分及び活動例

- (1) 支え合い活動（若者へのカウンセリング、子育て支援、高齢者の見守りなど） (区分：1)
- (2) 生産、就業（起業及び起業のための支援活動を含む）（高齢者が行う専門的業務、軽作業、農業、サービス業など。） (区分：2)
- (3) 教育、文化（教養講座、読書会、演奏活動、子供会の育成、郷土芸能の伝承、知見の諸外国への発信など） (区分：3)
- (4) 生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくりなど） (区分：4)
- (5) 安全管理（交通安全、防犯・防災など） (区分：5)
- (6) 福祉、保健（在宅高齢者の生活支援、認知症高齢者への支援活動など） (区分：6)
- (7) 地域行事（祭りなど地域の催しものの運営など） (区分：7)
- (8) IT、AI等新しい技術を活用した社会活動（パソコン教室、介護ロボット普及活動など） (区分：8)
- (9) その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの。（1）～（8）の事例区分にこだわることなく、事業の趣旨に照らして広く全国に紹介するに値すると考えられるユニークな事例も対象とする。 (区分：9)